

報告

平成20年度医療安全講演会

「医療安全調査委員会と医療ADR」

講師 早稲田大学大学院法務研究科教授 わた ひとか 和田 仁孝

常任理事・医療安全部長 山本 直也

去る2月1日(日)、北海道医師会館において医療安全講演会を開催した。講師は、早稲田大学教授、紛争交渉研究所所長、日本医療メディエーター協会専務理事の和田仁孝氏で、医療安全調査委員会と医療ADRの動向について講演が行われた。参加人員は91名。

厚労省では、医療安全調査委員会設置法案が纏まらないこともあり、医療事故関連の届出件数の増加を見据えて、医療紛争の裁判外解決(ADR)普及促進に向けた取組みも本格化させている。最高裁の公表によると、医療訴訟件数は2000年ごろから急増し、年間1,000件前後で推移している。医療訴訟は、ある意味においては、医療側も患者側も被害者であり、ADRの普及により民事訴訟の費用負担の軽減や紛争解決までの期間短縮化を期待している。しかし、一方で民事訴訟が増加するのではないかという懸念もある。

2009年度厚生労働省予算案では、補償制度・医療事故における死因究明に4.9億円を盛り込んでいる。

〈要旨〉

医療関連事故の警察への届出数と立件数の過去10年間の推移をみると、30倍になっている。(表) アメリカでは、医療については刑事適用外なので、故意による殺人事件ぐらいしか立件とはならない。先進国において日本だけが刑事事件として取り扱われる稀な国である。医療安全調査設置問題において刑事免責という言葉を目にするが、刑事責任があることを前提にしてその責任を免じるという意味なので、使用しないほうが好ましい。

元来、医療行為には刑事責任がないのである。しかし、警察への届出義務が生じてから、概念が変わってしまった。一部の法学者の話では、たとえ立件されたとしても、有罪判決となるのは、年に2~3件であり、ほとんど罰金刑で済むので、被害はないという。これが医療側からみた場合は、たとえ無罪であってもプロセス イズ パニッシュメントであ



り、被害は甚大である。

医療界では、医療安全調を設置すること自体に反対はなく、厚労省案の特に証拠能力としての調査結果書の取扱いと当該医師の黙秘権の制限について問題があるとしているのである。この医療安全調そのものの機能については、被害者団体と医師会等の団体の期待が一致していない。

医療安全調査委員会

●原因究明・再発防止機能

- ・マンパワーの問題 … 整備の必要
- ・非医療者委員の参加
 - … 医療を受ける立場を代表する者
 - … 法律家

※法律家については患者側・医療側・中立の三者構成が必須

- ・類似する制度がすでに存在している(日本医療機能評価機構)

●捜査機関への通知問題

- ・標準的医療から著しく逸脱した医療に起因する死亡(明確な線引きは困難)
- ・医療の専門家を中心とした個別具体的判断(制度設置者の意図と現場の運用は別)

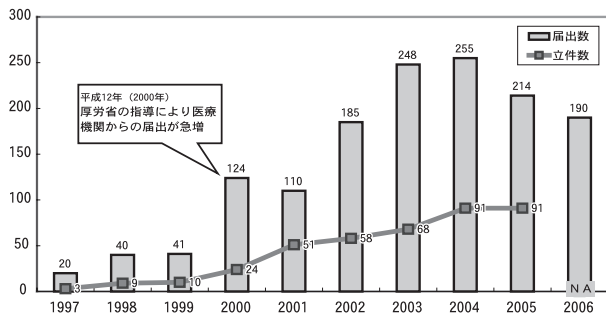
●その他の刑事手続トリガー

- ・告訴・告発 … 患者側が医療安全調の存否に左右されない
- ・警察・検察は医療安全調を尊重(謙抑的)(確約されたものではなく予測でしかない)
- ・検察審査会法の改定 … 起訴させる権限
 - ※医療安全調判断に不服なら告発は自由

●紛争調整機能

- ・医療安全調機能への期待の齟齬
 - 結果がネガティブな場合、患者は納得できるか
- ・遺族のニーズに応答的か
 - 真相究明(多義的)
 - 感情的コンフリクト(悲観・苦悩・怒り)
 - (死因究明は解決の一つの要素でしかない)

表 医療事故関連の警察への届出数と立件数



恩田博之：医療事故の現状と課題、調査と情報（国立国会図書館）、No433、2003
 第4回診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会議事録
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/06/txt/s0627>

医療ADR

医療事故に直面した患者・家族が求めるものは、「真相の究明」「医療側の誠実な対応」「事故の再発防止」「金銭的賠償」であり、心理的・精神的な痛みから捉えなければならない。訴訟は、事実を明らかにした上で法を適用させる最後の手段である。しかし、訴訟の結果、患者・家族の苦悩や悲嘆に應えるどころか逆の結果になることも多々ある。

患者と医療者を対立者とするのではなく、より柔軟な紛争処理システムが医療においても注目されてきた。

それがADR(Alternative Dispute Resolution)である。

《ADRの機能要件》

- 患者・家族と医療機関が中立的第三者のもとで、真摯に向き合って対話ができる場を提供すること（対話ケアと合意促進機能 …メディエーション）
- 事実解明をめぐる第三者的評価を提供できる仕組みを組み入れること（中立的事実評価機能）
- 救済について社会的コンセンサスに基づいた構成を行うこと（無過失救済機能と保険制度設計）

中立的メディエーターの関与により、患者側と医療機関側が対話を通して柔軟な合意による解決を目指す。メディエーターの立場は、中立で意見を述べたり、判断を示すことは一切しない。

メディエーターは、患者側にも医療側にも共感しながら対話の橋渡しをするという難しく経験の必要な職種であり、今後、病院での配置を期待している。

日本医療メディエーター協会では、本年2月22日に北海道支部を設立した。

